

と さ し み ず し か っ せ い か け い か く
土佐清水市活性化計画

高知県土佐清水市

平成19年11月
平成23年11月計画変更

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	土佐清水市活性化計画	市町村名	土佐清水市	地区名	土佐清水市	計画期間	平成19年～平成23年
都道府県名	高知県						

目 標 土佐清水市で生産された農林水産物に付加価値を付ける加工品の開発及び直販等に取り組、農林水産業の振興と、都市住民との交流の促進による地域活性化を図る。 (16.00%) (8.00%) 数値目標としては、土佐清水市活性化計画区域内の農産物販売額の12.00%増加と本市の最多獲魚である宗田鯉(めじか)を中心に水産物全体の販売額の6.00%増加及び地域への入り込み客数(観光客数)の6.00%の増加を目指す。
--

目標設定の考え方 地区の概要: 土佐清水市は四国の西南端に位置し、その85%を山林が占め、北・西部は急峻な低山性の山岳地帯が続き、また、南・東部は太平洋に面しており、足摺半島が太平洋に突出した地形となっている。気候は亜熱帯気候で、年平均気温18.9℃と温暖な地域であり、足摺宇和海国立公園の中心地である足摺岬一帯には、亜熱帯植物の自生する自然林が多く、また、大岐海岸や竜串海中公園など自然豊かな環境にある。土佐清水市の農業は、水稻栽培・露地野菜と施設園芸や果樹栽培を主とした複合経営を進め、漁業については、本市の最多獲魚であるめじか(ソウダガツオ)加工品の販路拡大、「土佐の清水さば」のブランド化などに取り組んでいる。
現状と課題 1. 農業における現状と課題 農業においては、これまで、ほ場整備や国営農地をはじめレンタルハウス支援などの生産基盤整備を進めてきたが、地域を代表するような特産農産物がない。また、零細な農家経営が多い中、①輸入野菜による価格の低迷、②原油の高騰などにより生産コストの増大、③JA及び県農業振興センターの統廃合による、営農指導の脆弱化などの課題を抱えている。その他、④高齢化や後継者不足などからくる耕作放棄地の増大への対応も求められている。 2. 漁業における現状と課題 漁業については、本市全体での水揚げ金額がピーク時(平成3年度)の43億円から平成17年度には25億円へと大幅に減少し、あわせて漁獲量の低迷とともに、特に魚価の低迷が厳しく、①新たな加工品の開発、②既存加工品の販路拡大などによる消費拡大の取組が求められている。
今後の展開方向等 上記の現状と課題を踏まえ、次のような展開を図る。 1. 平成17年度に市が農業振興及び交流促進を目的に購入した国有地6.1ha(大岐茶屋駄場)を活用し、特産農産物の開発・栽培技術の確立と農産物の生産者組織、農業生産法人の設立をすすめ、農産物処理加工施設の建設により、地域農業の生産性向上と経営の安定を図る。 2. 水産加工業において第三セクターで設立した「土佐食」が、好調な経営と雇用の拡大をつづけており、水産物処理加工施設の新工場建設による生産体制の強化と新商品の開発・製造を推進し、地域漁業経営の安定を図る。 3. 交流人口を拡大するため、既存宿泊施設における誘客促進に向けたサービスを強化する必要がある。宿泊・観光客へ新鮮な地域食材を提供するしくみづくりや、地域の自然や文化などを活かし、地域の活動団体等との連携・協働による農山漁村体験観光を推進し、本市への交流人口の増加を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
土佐清水市	土佐清水市	処理加工・集出荷貯蔵施設[農林水産物処理加工施設(水産物加工)]	土佐食	有	イ	
土佐清水市	土佐清水市	処理加工・集出荷貯蔵施設[農林水産物処理加工施設(農産物加工)]	土佐清水市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
土佐清水市	土佐清水市	地域まるごと戦略観光展開事業(地域食材提供・販売・交流施設整備)	土佐清水市	既存施設の活用

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

なし

3 活性化計画の区域

(高知県土佐清水市)	区域面積	26,652ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域は総面積26,652haのうち山林が85%を占め、耕地総面積は332.54haである。また、産業別就業者数(15歳以上)7,408人中、第一次産業である農林水産業従事者は、1,186人で全体の16%を占め、農林水産業が重要な区域である。		
②法第3条第2号関係： 当該区域は人口の減少(H7:19,582人→H17:17,281人)が著しく、あわせて高齢化による後継者不足、地域としての活力低下等、深刻な状況となっている。このような中、農業・漁業生産者が将来に期待がもてる施設の整備による都市との交流を進め活性化を図ることは、当区域にとって必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係： 当該区域は、市街地を形成している区域は含まない。 (土佐清水市内の市街地[土佐清水市本町、栄町、寿町、幸町、天神町、中央町、元町、旭町、小江町、汐見町、越前町]については計画区域外)		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 :該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 : 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標達成状況については次のとおり行う予定である。

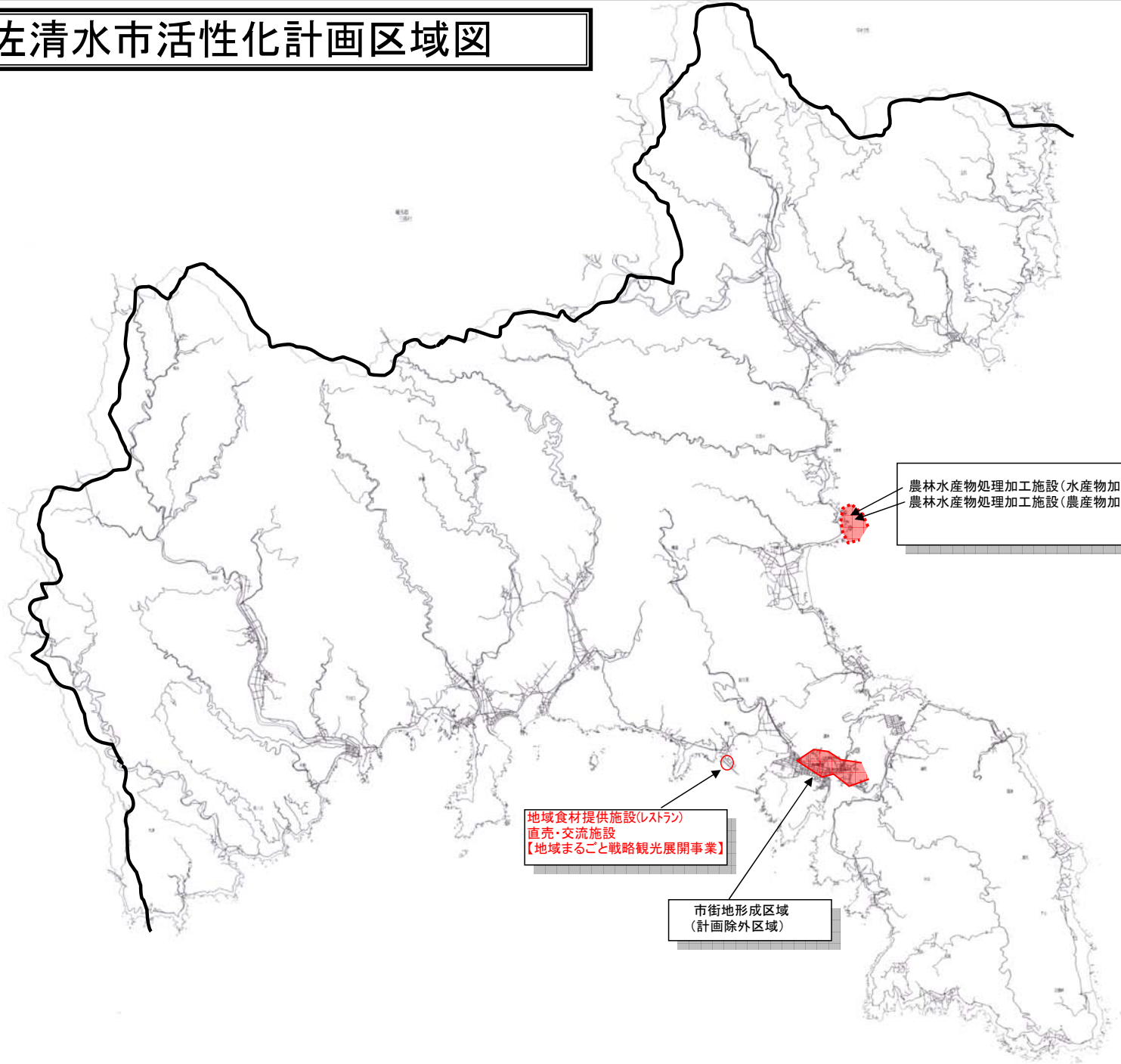
①販売額

新たに施設整備する施設の活用量数をはじめ、農産物においては土佐清水市管内のJA高知はた三崎支所・市内における直販所の売り上げ等から分析、また水産物の販売額は、市水産商工課で行っている魚種別漁獲高・販売額集計表から検証を行い、評価の妥当性について第三者を含む協議会（土佐清水市地域雇用創造協議会）への意見聴取を行う。

②入り込み客数

市観光課が調査する観光統計により検証を行い、評価の妥当性について第三者を含む協議会（土佐清水市地域雇用創造協議会）への意見聴取を行う。

土佐清水市活性化計画区域図



農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
とさしみずし 土佐清水市	平成19年～平成23年

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
企画広報室	0880-82-1111	0880-82-2882	yokoyama.hideyuki@city.tosashimizu.kochi.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
4 地域の農林水産物販売額の増加	6.67%	農産物販売額の増加率 $(318,489千円 \times 2 + 382,186千円 \times 3) \div 1,592,445千円 \times 100 - 100 = 12.00\%$ 水産物販売額の増加率 $(2,536,277千円 \times 2 + 2,789,905千円 \times 3) \div 12,681,387千円 \times 100 - 100 = 6.00\%$ 合計: $(2,854,766千円 \times 2 + 3,172,091千円 \times 3) \div 14,273,832千円 \times 100 - 100 = 6.67\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠 (農産物等販売額の増加) 土佐清水市管内のJA高知はた三崎支所及び市内の直販所における野菜類販売額(H14:345,692千円、H15:308,588千円、H16:331,786千円、H17:276,250千円、H18:330,129千円)を、農産物処理加工施設及び農林水産物直売・食材提供供給施設(関連事業)を整備することで、これまで販売できなかった規格外農産品(販売額の約3割と推計)の商品化と野菜類作付面積を5ヘクタール増加することにより、施設整備後の販売額を20%増加する。 (過去5ヶ年の平均額×2ヶ年分)+(過去5ヶ年平均額に増加率から算出した1ヶ年分×3ヶ年)÷過去5ヶ年の合計×100-100で増加率を算出。 (水産物販売額の増加) 第三セクターで設立した「土佐食」が、好調な経営と雇用の拡大をつづけており、水産物処理加工施設の新工場を整備し生産体制を強化すること、また、既存宿泊施設などへの地域食材の供給を推進することなどにより、これまで価格低迷等により生産調整を行ってきた、本市の最多獲魚である宗田鯉(数量:全体の約60%、販売額:全体の約20%)を中心に水産物全体の販売額(H14:2,513,437千円、H15:2,875,682千円、H16:2,266,221千円、H17:2,551,705千円、H18:2,474,342千円)を施設整備後10%増加させる。 (過去5ヶ年の平均額×2ヶ年分)+(過去5ヶ年平均額に増加率から算出した1ヶ年分×3ヶ年)÷過去5ヶ年の合計×100-100で増加率を算出。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
2 交流人口の増加	6.00%	観光客数の増加率 $(727,832人 \times 2) + (800,615人 \times 3) \div 3,639,162人 \times 100 - 100 = 6.00\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠 平成10年度より70万人台にとどまっている観光客数(H14:704,482人、H15:724,003人、H16:704,377人、H17:751,568人、H18:754,732人)を、関連事業で整備した地元食材提供供給施設(レストラン)を活用することで交流人口を10%増加させる。 市観光課が調査している観光統計に基づく観光客数の、(過去5ヶ年の平均数×2ヶ年分)+(過去5ヶ年平均数に増加率から算出した1ヶ年分×3ヶ年)÷過去5ヶ年の合計×100-100で増加率を算出。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農林水産物処理加工施設 (水産物加工)	大岐地区	本市で多く漁獲される宗田鮭を原料とした「姫かつお」に加えて、ペットフード製品の製造加工施設を整備する。	加工施設 A=1,650m ²	H19	土佐食	(300,000) 300,000	(150,000) 150,000	1/2	(150,000) 150,000	土佐食はこれまで第三セクターとして黒字経営を続けており、今後の製品受注も大幅に伸びることが予想され、新たな加工施設を整備することで、生産・販売の強化につながり、雇用の創出と魚価の安定が見込まれている。
農林水産物処理加工施設 (農産物加工)	大岐地区	地域で生産された農産物(規格外品)を加工・商品化するための加工施設を整備する。	加工施設 A=1,060m ²	(H19) H19～H20	土佐清水市	(300,000) 500,000	(150,000) 250,000	1/2	(150,000) 250,000	市場価値の低い規格外農産品・低価格魚に付加価値を与え、鮮度等に留意した地域食材として、外食産業・宿泊施設への加工食材の提供をはじめ、地産地消システムの推進を図り、あわせて新たな加工品づくりへと事業展開が期待される。
(農林水産物直売・食材提供 供給施設)	(大岐地区)	(地域で生産された農水産物を地域食材として提供していく。)	(レストラン・直販所 A= 300m ²)	(H20～H23)	(土佐清水市)	(250,000)	(125,000)	1/2	(125,000)	(本施設を整備することにより、地域食材の提供と農林水産物販売を促進し集客能力向上につとめ、これまで以上に訪れる観光客に魅力ある環境と地域を楽しんでもらうことが可能となる。このことがりピータの発掘にもつながり、活性化計画の目標である入り込み客数の増加につながるかと考えている。)
(農林漁業体験施設)	(大岐地区)	(滞在型市民農園等の整備)	(クラインガルテン A= 300m ² ×10 交流いちご温室 A= 10a)	(H20～H23)	(土佐清水市)	(250,000)	(125,000)	1/2	(125,000)	(現在の観光ニーズはこれまでの「見て楽しむ」観光から「ふれあい・癒し」の体験型観光へと移行しており、本市の豊かな自然環境を活かして、この施設を中心に「海と畑の体験交流」を実践することにより、入り込み客数の増加を図る。)
(農林漁業体験施設)	(大岐地区)	(農山漁村体験滞在施設を整備する。)	(体験滞在施設 A= 660m ²)	(H20～H23)	(土佐清水市)	(100,000)	(50,000)	1/2	(50,000)	(滞在型宿泊研修施設を整備することで、本市を訪れる観光客の滞在時間の拡大・連泊メニューなどの提供、「農・魚・食・交流」の新たな観光スポット・観光ゾーンを開発することで、活性化計画の目標である入り込み客数の増加につながる。)
合 計						(1,200,000) 800,000	(600,000) 400,000		(600,000) 400,000	

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項 ：該当なし

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

- 【記入要領】
- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
 - ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
 - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)

$$\text{輸出量の増加率(\%)} = \frac{\text{優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量}(t)(\text{目標})}{\text{現在の年間輸出量}(t)} \times 100 - 100$$
 - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)

$$\text{交流人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数}$$

$$\text{定住人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数}$$
 - ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
 なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成すること。
 - ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
 - ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	高知県土佐清水市		
計画期間 実施期間	H19～H23 (H19～H23) H19～H20	総事業費(交付金)	【1,200,000千円(600,000千円) 800,000千円(400,000千円)】

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき画が策定する基本方針と適合しているか	適	平成17年度に市が購入した国有地6.1ha(大岐茶屋駄場)を活用し、農産物処理加工施設及び水産物処理加工施設の整備を図り、さらには地域の活動団体等との連携・協働による農山漁村体験観光を推進して行くことは、法律及び基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第六次土佐清水市総合振興計画、土佐清水市過疎地域自立促進計画、土佐清水市山村振興計画においては農林水産業の振興について定めており、今般作成した活性化計画とこれに基づき実施する事業内容については、これら計画と調和を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	土佐清水市経済活性化推進協議会・土佐清水市地域雇用創造協議会(平成19年11月16日)をはじめ対象地区への説明会(平成19年11月19日)を開催し地域住民や生産者との合意形成が図られている。(年1回開催される協議会総会で当事業の現況や進捗状況等を報告してきた。)
事業の推進体制は確立されているか	適	JA高知はた三崎支所、土佐清水市漁業協同組合、窪津漁業協同組合、土佐清水市特産品開発生産者協議会、土佐清水商工会議所、土佐清水市観光協会、土佐清水旅館組合、土佐清水産物加工工業協同組合および大岐地区関係機関との間で推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	地域農林水産物の販売促進、都市住民との交流、地域産業の再生など地域活性化を目標としており、計画している事業内容については、この目標達成に必要なものであり整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	目標の達成に必要な事業の事業量・事業費等について、土佐清水市における資金計画・財政健全化計画等、歳入歳出と基金残高・実質公債比率など財政見通しを総合的に勘案し計画期間(5年)・実施期間(2年)とした。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付要望額(400,000千円)は、交付限度額(事業費×交付額算定交付率=400,000千円)の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	新たに整備する施設であり、他の助成によって実施中や既に完了した施設の切り替えではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	一	増改築、合体施行、古材を利用する施設整備ではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	交付対象とする施設等は耐用年数が5年以上のものである。(農産物処理加工施設:38年、水産物処理加工施設:38年)
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知による費用対効果分析により適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	算定結果は1.05。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容については、各事業メニューの要件に基づくものであり、また事業実施主体については、第3セクター及び土佐清水市であり、要件等を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	本件は土佐清水市及び第3セクター「土佐食」に対し交付金を交付し、地域の活性化を図ろうとするものである。 処理加工施設については市内の農水産物の高付加価値化により、地域農業者、漁業者の経営の安定に寄与するものであり、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況を踏まえているか	適	地域資源を活用した農林水産物処理加工施設は高知県内においては先進的な取組であり、近隣に類似施設はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	○農産物処理加工施設:整備する施設でこれまで販売できなかった農家の規格外農産物の商品化を図るとともに、既存宿泊施設等への地域食材を供給することとしており、一年を通じて安定的な利用を行う。 ○水産物処理加工施設:施設利用者は土佐食(第三セクター)で、新たに整備する施設で生産体制の強化を図るとともに、既存宿泊施設等への地域食材を供給することとしており、一年を通じて安定的な利用を行う。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設等の規模については、これまでの実績と今後の需要見込み等を勘案し検討した。また設置場所の大岐地区は国道321号線沿いの自然環境に恵まれた優れた立地場所であり、地域における他の施設と連携した利用が可能である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	刊行物(建設物価、建設コスト情報、積算資料)などにより積算しており、過大な積算とはしていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	既成地において整備することで、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	附帯施設は排水処理施設等必要性が高いものに限定しており、汎用性の高いものは交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適	備品は加工機器・冷蔵庫等食品衛生上必要不可欠なものであり、汎用性の高いものは交付対象としない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	予定場所については、平成17年に農林水産業の振興を目的に国から取得した用地であり、集客の立地性や農林漁業者の利便性にも適している。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	適	施設用地は、平成17年に国から取得した用地である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	土佐清水市財政当局と協議済みである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	施設の維持管理においては、第三セクターの施設は第三セクターが策定する管理規定を遵守し、また、市が事業主体の施設については指定管理者制度を活用し、施設の運営管理を行う地域経営体(民間会社)において適正に管理規定を策定し、それぞれこれら従い維持管理を行うとともに、減価償却費等を内部留保することで更新時に備える。また、維持管理費に関しては収支計画に計上し適正に行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	適	農水産物処理加工施設においては、これまでの販売実績と需要見込みを基に収支計画を策定している。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。